

土地区画整理事業計画決定について

飯山市では、平成17年3月31日決定済みの都市計画決定(区画整理事業区域)に基づき、地元地権者会と協議を続けてきました区画整理事業の事業認可手続きを行います。

1. 事業計画の決定とは・・・

飯山市が、土地区画整理事業を施行しようとする場合、事業計画を定め、その事業計画において定める設計の概要について長野県知事の認可を受けなければならない。(区整法第52条)

2. 事業計画の中身は・・・

「土地区画整理事業の名称」
飯山都市計画事業新幹線飯山駅周辺土地区画整理事業

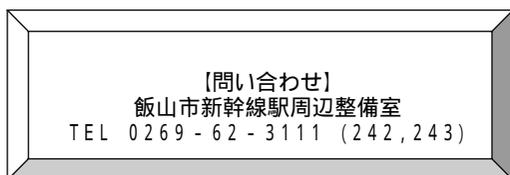
「施行地区」
施行地区の位置は裏面施行地区界参照、区域内の土地は、飯山市南町、大字飯山字新町裏、字蓮田、字立石、字土橋、字舩ノ浦の各一部の7.7haとなります。

「設計の概要」
設計の概要は、設計説明書と設計図の2つからなります。

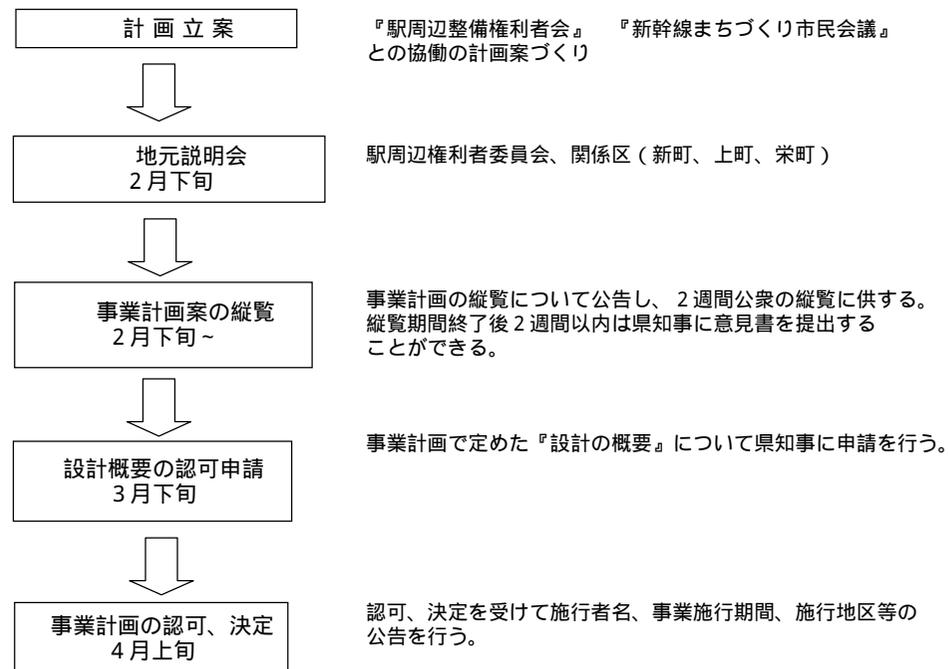
「事業の目的」
北陸新幹線飯山駅が平成26年度末に開業することに伴い、駅前交通広場や駅に通ずるアクセス道路の整備が必要となる中で、交通結節拠点として公共施設の整備、既存住宅地における良好な居住環境の整備を行って宅地利用の増進を図ることを目的とします。

「事業施行期間」
事業計画決定公告日(4月上旬予定)～平成27年3月31日

「公共施設整備改善方針」
道路や公園等の公共施設整備方針については文書と図面からなります。裏面説明図を参照ください。



3. 事業計画決定までの流れ



4. 今後の事業スケジュール

平成18年度 換地設計、第1次仮換地指定、建物補償調査契約(一部の権利者)
平成19年度 道路等公共施設工事着手
平成26年度 新幹線開業、事業完了